



長野県報

12月12日(木)
令和元年
(2019年)
第64号

目次

規則

- 私立学校等の設置の手續等に関する規則の一部を改正する規則(私学振興課) 1
- 長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(資源循環推進課) 2
- 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進課) 3

告示

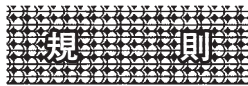
- 解除予定保安林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課) 3
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 4
- 昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) 4

公告

- 土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課) 5
- 土地改良区の解散の認可(農地整備課) 5
- 道路交通法に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(東北信運転免許課) 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定(健康福祉政策課) 7

訓令

- 長野県立学校校長職務規程の一部改正(高校教育課、特別支援教育課) 8



私立学校等の設置の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第27号

私立学校等の設置の手續等に関する規則の一部を改正する規則

私立学校等の設置の手續等に関する規則(昭和59年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「決議録」を「決議録の写し」に、

「(14) 設置者(法人にあつては代表者)の履歴書及びその者が法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」を

「(14) 設置者(法人にあつてはその役員)の履歴書
(15) 設置者が法人である場合にあつては、その役員が私立学校法(昭和24年法律第270号)第38条第8項各号に該当しない者であることを証する書面」に、「(15)」を「(16)」

に、「(16)」を「(17)」に、「(17)」を「(18)」に改め、同表の2の項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「決議録」を「決議録の写し」に改め、同表の3の項及び4の項中「(14)」を「(14)及び(15)」に改め、同表の5の項中「決議録」の次に「の写し」を加え、同表の6の項中「及び(17)」を「(15)及び(18)」に改め、同表の7の項中「及び(14)」を「(14)及び(15)」に改め、同表の9の項中「及び(16)」を「(15)及び(17)」に改める。

別表第2の1の項及び2の項中「第5条第1項」を「第5条第2項」に、「決議録」を「決議録の写し」に改め、同表の3の項中「第5条第1項」を「第5条第2項」に、「(15)」を「(16)」に、「決議録」を「決議録の写し」に改め、同表の4の項及び5の項中「第5条第1項」を「第5条第2項」に、「決議録」を「決議録の写し」に改め、同表の6の項及び8の項中「決議録」の次に「の写し」を加え、同表の9の項中「(14)」を「(14)及び(15)」に改め、同表の10の項中「決議録」の次に「の写し」を加え、同表の12の項中「及び(16)」を「(15)及び(17)」に改める。

(15及び(17)に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

私学振興課

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第28号

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年長野県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第10条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者）

第10条 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定める者は、精神機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

様式第7号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

様式第8号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

様式第9号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

様式第10号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、

「私は、長野県心身障害者扶養共済制度条例第11条に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護・養育に当たることを誓約します。」

を

「私は、長野県心身障害者扶養共済制度条例第11条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護・養育に当たることを誓約します。

また、私は、長野県心身障害者扶養共済制度条例第11条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。」に改める。

様式第11号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、

「私は、長野県心身障害者扶養共済制度条例第11条に規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護・養育に当たることを誓約します。」

を

「私は、長野県心身障害者扶養共済制度条例第11条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護・養育に当たることを誓約します。

また、私は、長野県心身障害者扶養共済制度条例第11条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。」に改める。

様式第12号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第13号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

障がい者支援課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第29号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第12項中「(法)」を「及び第7項（これらの規定を法）」に改める。

第6条中「の規定」を「及び第5項の規定」に改める。

様式第1号の第3面及び様式第6号の第2面中「第7条第5項第4号のチ」を「第7条第5項第4号のリ」に改める。

様式第9号の3中「第9条第6項」を「第9条第6項 第9条第7項」に改め、

同様式の備考の1中「第7条第5項第4号のイからへまで又はチからヌまで（同号のチからヌ）を（以下「法」という。）第7条第5項第4号のロからトまで又はリからルまで（同号のリからル）に、「同号のト」を「同号のイ又はチ」に、「あつては同法」を「あつては法」に、「同法第7条第5項第4号のトに」を「法第7条第5項第4号のイ又はチに」に、「同法第7条第5項第4号のト又は」を「法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は」に改め、同備考の2中「欠格要件」を「法第9条第6項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件」に、「提出」を「法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく提出」に改め、同2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては、「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所」の欄から「許可の年月日及び許可番号」の欄までの各欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至ったことが確認できる書類を添付すること。

様式第16号の第2面及び様式第18号の裏面中「第7条第5項第4号のチ」を「第7条第5項第4号のリ」に改める。

様式第18号の2中「第7条の2第4項」を「第7条の2第4項 第7条の2第5項」

に改め、同様式の備考の1中「第14条第5項第2号のイ（同法第7条第5項第4号のトに）を（以下「法」という。）第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のイ又はチに）に、「同法第7条第5項第4号のト又は」を「法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は」に改め、同備考の2中「欠格要件」を「法第14条の2第3項

及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出にあつては欠格要件」に、「提出」を「、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出」に改め、同2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

- 2 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

資源循環推進課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第30号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

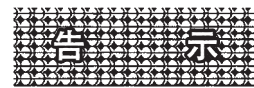
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

- 第19条中「第7条第5項第4号のトに」を「第7条第5項第4号のイ又はチに」に、「第7条第5項第4号のト又は」を「第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は」に改め、同条に次の3項を加える。
- 2 条例第21条第6項の規則で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり再生利用業者の業務の継続が著しく困難となった者とする。
- 3 条例第21条第6項の規定による届出は、再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、第1項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。
- 4 知事は、前項の届出書の提出があつた場合において、第2項に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

資源循環推進課



長野県告示第352号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村9117の42・10536の14・10582の8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、10536の11から10536の13まで
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第353号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の613、3681の614
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第354号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村大字稲丘字小池4478の6、4478の7、4486の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課